ISO/TC 227（ばね）国内委員会運営規程

制定 2004 年 10 月 18 日
改正 2006 年 04 月 01 日
2025 年 04 月 01 日

（名称）

第１条 本委員会は ISO/TC 227（ばね）国内委員会(以下、「委員会」と言う)と称する。英文名は、Japanese National Committee for ISO/TC 227 SPRINGS とする。

（目的）

第２条 委員会の目的は、ISO/TC 227 SPRINGS 及び関連する国内及び海外審議団体との連絡を密にすることにより、産業と社会の発展に寄与することとする。

（設置）

第３条 委員会及び事務局は、一般社団法人日本ばね工業会内に設置する。

（業務）

第４条 委員会は、日本産業標準調査会と密接な連絡を保ち、次の業務を行う。

１．日本産業標準調査会の委託事業の審議及び答申
２．国際会議への代表派遣
３．日本提案国際規格原案作成
４．各国関係規格及び資料の調査研究
５．ISO 本部及び関係各国との連絡
６．ISO 規格と国内規格との調整
７．その他、第２条の目的のために必要な業務

（委員会）

第５条 委員会は、一般社団法人日本ばね工業会会長から委嘱された委員をもって構成し、委員長は委員の互選によって決定する。委員長を補佐するため、副委員長をおく。委員長、副員長、委員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員会の招集及び成立）

第６条 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。委員総数の三分の一以上の出席を以て委員会成立要件とする。

（ワーキンググループ等）

第７条 委員会は、その議決をもって、ワーキンググループその他の機関（以下「WG 等」という。）を置くことができる。

２　WG 等はＴＣ２２７本委員会に設置が議決された場合、サブコミッティー（以下「SC」という。）の業務を掌理する。SC 委員の指名は委員会の議決による。

３　委員長はＴＣ２２７国内委員会運営の必要に応じてプロジェクトリーダ、エキスパート、コンタクトパーソン等を指名することができる。

４　委員長は委員の中から幹事を指名することができる。幹事は委員会及びＷＧ等を補佐する。

（その他）

第８条 上記の各条に定めるものの他に、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。本事項は出席委員の二分の一以上の賛成を得て成立するものとする。

（規程の変更）

第９条 本規程各条の改廃は、委員長が委員会に諮って行い、出席委員の二分の一以上の賛成を得て成立するものとする。

（情報の取扱い）

第10条 委員及び委員会は、委員会活動を通じて知り得た情報（個人情報を含む。）は、規格の審議のみに用いることとし、原則、対外的に開示しない。

２　国内意見を収集するため等、対外的に開示する場合は、委員長が許可した場合のみ開示することができる

（施行）

第11条　この規程は、2025年４月１日から施行する。